

PARCOカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社パルコ(以下「パルコ」という)と提携して発行し、クレジットカード機能部分は当社、ポイントカード機能部分はパルコが提供するカードをPARCOカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

お客様が、本特約、セゾンカード規約並びにPARCOポイントサービス規約(以下「ポイント規約」という)を承認し、当社とパルコ(以下「両社」という)に本カードご利用のお申込みをされ、両社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(PARCOポイントサービス)

本カードには、パルコの提供するPARCOポイントサービスが提供され、当該サービスは、パルコが定めるポイント規約に基づき提供されます。

第4条(カード規約)

本カードの内、クレジットカード機能部分については、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第5条(会員資格の喪失)

1. セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追記いたします。

(1) ⑩会員がポイント規約に基づき、PARCOポイントサービス対象資格を喪失したとき。

2. 会員は、本カードの会員資格を喪失した場合、PARCOポイントサービス対象資格を喪失する場合があります。詳細はポイント規約に定めがあります。

第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。